

争議行為の予告について

東海伸和労働組合執行委員長小宮山勝人から争議行為を行う旨の通知が令和3年3月8日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和3年3月17日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

令和3年3月27日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社東海輸送 世田谷区上馬四丁目29番9号、同所38番5号、同区八幡山二丁目8番5号及び同区船橋七丁目21番6号

株式会社伸和運輸 世田谷区上馬四丁目29番9号、同所38番5号、同区八幡山二丁目8番5号及び同区船橋七丁目21番6号

四 種類

ストライキを含む一切の争議行為を、一部もしくは全部を単独又は併用して実施する。（以上原文のまま掲載）